

工場の警備員がミャンマー人だった

警備員はタイ人しか就労できない職種である

【事例】

工場のテント倉庫が破られ中に保管してあった銅製のパーツが大量に盗まれた。セキュリティカメラを確認すると、夜間に外部から不審者が侵入した様子が映し出されていた。乗り越えられた塀には足跡がついていたので、外部侵入泥棒と確信した。

近くには警備員を配置していたため、同時間帯に持ち場についていた警備員に聞き取りに行った。

しかし、この時に初めて分かった。警備員はミャンマー人であり、タイ語が殆ど通じなかった。その他の場所に配置している警備員も多くはミャンマー人であった。

昼シフトに配置している警備員 5 人のうち、正門以外の 3 人はミャンマー人、夜間シフト 5 人については、リーダー以外、全員がミャンマー人だった。



【対処方法】

日系の警備会社に問い合わせしてみると、警備員は外国人が就労できない職種であり、タイ人しか警備員に採用できないことが分かった。

現在の警備会社にタイ人警備員を配置するように要請したが、直ぐにはできないという回答であったため、ローカル警備会社は解約して、日系の警備会社に依頼して警備員を配置してもらった。

【アドバイス】

警備員はタイ人にしかできない職種である。建設作業、工場ワーカー、メイドの仕事は、タイ周辺 3 国(カンボジア、ミャンマー、ラオス)の人でも就労できるからといって、それを警備員の仕事に当てはめて理解しないこと。

ローカルの警備会社は値段は安い、賃金の安い外国人を使う、人数をごまかす等の行為を行なうため、採用の際には注意が必要である。タイでは「安かろう良かろう」は決して無いということを理解すること。

特に 2012 年 4 月の最低賃金一斉引上げのタイミング以来、外国人を警備員に採用しているローカル警備会社は多い。

【参考情報】

労働省の告示

1978 年の外国人の仕事に関する法律 12 項に基づいた外国人の仕事指定(14 書号)の件

1978 年の外国人の仕事に関する法律 12 項に基づいて、労働大臣は次の仕事

1. メイド、2. 労働者 の仕事は、強制送還待ちの違法入国ミャンマー、ラオス、カンボジア国籍人が可能と労働省、内務省は特別告示した。(告示:2004 年 6 月 30 日)Ms. Uraiwan Thianthong(労働大臣)

事項: 284/2540

記録

1979 年の外国人就労禁止仕事(警備に関する)政令「労働者」の意味の件

政令委員会(第 7 法律作成委員会)は、労働局の打合せ事項を検討して次のようにまとめた。

警備員には仕事スキル、しつけのためにトレーニングを要する。規則を理解して、火災、盗難、規則以外の出入りを防止し、安全管理を行う。さらに、労働局のタイの職業基準の内訳も警備の仕事と労働の仕事は、別々に分別されている。

このようなことから、政令委員会(第 7 法律作成委員会)は、警備の仕事は労働の仕事と認めず、外国人が就労できない仕事と規定する。Mr. Chaiwat Wongwatanasan(政令委員会次官(代))